

津市アライグマ・ヌートリア防除実施計画

令和3年2月

津市

1 特定外来生物の種類

プロキュオン・ロトル（アライグマ）

プロキュオン・カンクリヴォルス（カニクイアライグマ）

ミュオカストル・コイプス（ヌートリア）

2 防除を行う区域

津市全域 （別添、区域図参照）

3 防除を行う期間

令和３年４月１日から令和１３年３月３１日まで

4 津市における現状

（１） 生息状況

アライグマについては、香良洲地域や久居地域の梨園やブドウ畑に出没し、農作物に被害を及ぼしているほか、平成２４年頃からは山間部の農地や市街地及びその周辺においても、農作物被害の報告や出没についての市民からの通報が増えている。

また、家屋の天井裏に住み着くなどの生活環境被害に関する情報提供も増えている。国内では天敵がいないうえに繁殖力が強く、雑食性で水生生物から樹上生物まで幅広い食性を有していることから、生息範囲は市内全域に広がっていると見られる。

ヌートリアについては、津市内での目立った目撃情報は寄せられていないが、近隣地域での生息が確認されている。今後、津市への侵入やアライグマと同様、雑食性で繁殖力が強く、国内では天敵もいないため、今後、生息域や生息数の拡大が懸念される。

（２） 津市における被害状況及び防止すべき被害について

ア 農業被害

アライグマによる被害は、梨、ブドウなどの商品作物にかかる報告が顕著であるほか、広い地域において畑作物の被害が確認されている。

ヌートリアによる被害に関しては、現在のところ目立った被害は確認されていないが、隣接市では生息及び被害が生じていることから、津市への侵入による被害の発生が予想される。

アライグマについては、市で小型捕獲檻の貸出しを行っており、猟友会に要請し捕獲檻を設置して捕獲を行ってもらうほか、香良洲の梨園や久居明神町の梨・ブドウ園で簡易な電気柵による被害防止実験を行っている。また、各地域の獣害対策協議会においてもアライグマによる獣害被害に悩まされており、その対策が急がれている。

イ 生活環境被害

アライグマについては、春から初夏の繁殖期に家屋侵入による、天井裏等への棲みつき子育てを行い、糞尿汚染、足音や鳴き声による被害を近年数多く発生させている。また、社寺などの木造建築物にも棲みつき、同様の被害や貴重な文化財を毀損する事例も発生している。天井裏のアライグマを捕獲することや繁殖跡地を清掃するためには、家屋等の一部の取り壊し・修理が必要という深刻な状況となることも危惧されている。

ヌートリアについては、現在、生活環境被害への情報は無い。

ウ 生態系被害

アライグマの本来の生息地は水辺に近い森林で、果実、昆虫、小動物等に加えて、水辺での採食を行う。現時点では農産物被害と家屋侵入被害が顕在であるが、増加した個体数を維持するために、両生類や爬虫類の希少種を捕食することも想定されるなど、在来種への影響が危惧される。

ヌートリアについては、日本では本種と同じニッチを占める哺乳類は生息しないために、食草である水生植物を大量に捕食し、水鳥などと餌資源をめぐる競合関係が生じる可能性がある。

エ 人の生命及び身体への被害

アライグマは、平成12年から日本においても狂犬病予防法の防疫対象になっているほか、北米ではアライグマ回虫の媒介なども報告されている。さらにはジステンパーや日本脳炎ウィルス、また、高病原性鳥インフルエンザなどへの感染も報告されていることから、人や飼育動物に噛みつくなどによりこれらの動物由来感染症を媒介することも懸念されている。

ヌートリアについては、巻貝を介して肝蛭が寄生していることも報告されているのでこちらも感染しないよう注意が必要である。

(3) 被害対策の状況

小型捕獲檻における捕獲や電気柵による被害防止実験を行っているが、農業被害による営農意欲の低下、家屋侵入等による生活環境や生態系への被害防止に対応するため、被害者自らが捕獲できる仕組みづくりが望まれている。

このため、外来生物法に基づく「防除実施計画」を策定し、適切な目標を設定のうえ、計画的な捕獲を進めていくこととする。

なお、捕獲にあたっては、今後、各地域獣害対策協議会による地域ぐるみの取組や、広域獣害対策推進協議会による研修や実証実験、三重県における捕獲指導など関係団体や隣接市町とも連携を図りながら効果的に対策を推進していく必要がある。

5 目 標

津市においては、アライグマの生息が市内全域に拡大しており、その頭数も相当数いると考えられる。また、ヌートリアは近隣区域からの侵入による生息が予想されることから、最終的には地域からの完全排除を目指す。本計画期間の目標としては、被害の低減及び生息頭数の減少とする。なお、計画期間中においても、必要に応じて目標設定の変更を行うものとする。

6 防除の方法

(1) 捕獲及び処分

ア 捕獲重点地域の設定

捕獲を行う際には、農業被害や生活被害などの通報があった地域から、優先的に捕獲を行い、捕獲状況、被害状況の推移を注視していく。

イ 捕獲方法

アライグマ及びヌートリアの生息環境の状況や錯誤捕獲防止の観点や、これまでの捕獲実績や捕獲体制等を勘案し、原則として捕獲檻（箱わな）による捕獲とする。

事故防止に万全の対策を講じ、事前に地域住民への周知を図るとともに、また各箱わなに本計画に基づく防除による捕獲である旨と実施者の連絡先も表示する。

設置後は錯誤捕獲を避けるため、原則一日一回見廻りを行う。
また、アライグマ、ヌートリア及び他の鳥獣の更なる農業被害への遠因とならないよう、餌の選択について配慮する。

ウ 捕獲体制

(ア) 捕獲の体制

捕獲については、捕獲に従事する者（以下「捕獲従事者」という。）まかせではなく、各地域の獣害対策協議会、捕獲実施地区の区長、自治会長と連携するなど、地域ぐるみの協力体制により円滑かつ効果的に進められるよう捕獲体制を構築する配慮を行う。

なお、生活環境被害防止のため、垣、さくその他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内でアライグマを捕獲する場合は、個人の責任において行うものとする。

（住宅の屋根裏や敷地内での捕獲については、専門の駆除業者に依頼することが望ましい。）

(イ) 捕獲従事者

捕獲従事者は、原則として鳥獣保護法によるわな猟狩猟免許を有する者とし、市内の猟友会を中心とした体制を基本とする。ただし、良識があり、適宜、迅速に捕獲に従事できる者のうち、次のいずれかの要件を満たし地域の合意が得られることを条件に、狩猟免許を有しない者であっても捕獲に従事できることとする。

【狩猟免許を有しない者の参加要件】

- ・ 社団法人三重県猟友会が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習を受講した者
- ・ 津市又は三重県から適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての説明を受けた者
- ・ 捕獲が安全かつ効率よく行えるよう、わな猟免許所持者の指導を受けられる者。

（参考） 捕獲行為とは

捕獲行為とは、わな猟の場合、捕獲ができるようにわなを仕掛けることをいい、単に見廻りを行うことは、捕獲行為には当たらない。

(ウ) 捕獲従事者の登録等

捕獲従事者は、住所、氏名、捕獲の実施箇所、狩猟免許の有無等について、捕獲従事者届出書(様式第1号)を市長に提出する。津市は捕獲従事者に捕獲従事者証(様式第2号)を発行し、捕獲従事者台帳(様式第3号)を作成する。

捕獲従事者は捕獲を実施する際には捕獲従事者証を携行するものとする。また、捕獲にかかる具体的内容、注意事項について市から十分な説明を受ける。

(エ) 協力体制

捕獲(猟具の設置及び捕獲後の措置)については捕獲従事者が実施するが、錯誤捕獲防止のための見廻りや餌の管理等は捕獲従事者の指導のもと地域住民等による。

エ 捕獲にかかる留意事項

捕獲従事者は、捕獲を実施する際には、次の事項に充分留意することとする。

(ア) 錯誤捕獲の防止

- ・目撃情報や被害情報の分析、足跡、糞、食痕等のフィールドサインの確認、あるいは、侵入経路の把握等により、捕獲檻の適切な設置場所、設置期間を判断すること。
- ・夜間に捕獲されることが多いため、捕獲檻設置期間中は朝夕を中心に最低一日一回以上の見廻りを行う。

(イ) 事故の発生防止

- ・自治会等を通じ、捕獲檻を設置した場所の周辺で子供等が遊ぶことなどがないか等、周辺への安全確保を徹底する。また、事故防止の観点から、必要に応じて設置を夜間に限定するなど、地域の実情に応じた対策を講じること。
- ・捕獲個体は、寄生虫や感染症、その他病原菌を保有している可能性があるため、捕獲した個体の取扱いにあたっては、革手袋を使用し、接触や糞の始末の後には充分手洗いなどを行うようにする。また、防除の際に負傷した場合には、傷口を消毒し、必要に応じて医療機関の診察を受けるなど適切な措置を講じること。
- ・使用後の捕獲檻は、洗浄等を行い、感染症等を防止する。

(ウ) 防除区域及び期間の配慮

- ・アライグマ及びヌートリア以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けること。
- ・鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲にあたっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう実施すること。
- ・捕獲檻の設置にあたり、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう実施すること。

(エ) 捕獲に係る禁止及び制限措置

- ・鳥獣保護管理法第12条第1項第3号又は第2項で禁止又は制限された捕獲を行わないこと。
- ・同法第15条第1項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わないこと。
- ・同法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による捕獲を行わないこと。

オ 捕獲個体の処分

(ア) 処分方法

捕獲したアライグマ又はヌートリアは、原則としてできる限り苦痛を与えない適切な方法により殺処分すること。

その方法として、捕獲場所から津市の指定する施設へ運搬し、炭酸ガス等を用いた安楽死処分等を行うなど適正に処分すること。

なお、捕獲個体の運搬にあたっては、逸出防止のため捕獲檻に入れたまま扉を針金や施錠等で補強し、また、檻を車両に積載する場合は捕獲檻を固定する等の落下しないよう措置を講ずること。

(イ) 処分の例外

捕獲個体について、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的である場合に限り、外来生物法第5

条第 1 項に基づく飼養等の許可を得ている者に譲り渡すことができるものとする。

なお、いわゆる里親制度として引取り飼養等を希望する団体に捕獲個体を引き渡す場合には、津市は飼養の目的等を確認の上、譲渡証明書を発行し、下記の要件や条件を伝達することとする。

[伝達すべき要件]

- ・外来生物法第 5 条第 1 項の規定に基づく飼養等の許可を国から得ていること
(許可要件は下記のとおり)
- ・捕獲された個体を速やかに引き取ることができること
- ・一定期間ごとに、引取りをされた個体の飼養等の状況（例えば個体の大きさ、重量の情報、取扱いの状況及び当該内容を示した写真）について津市に報告すること

《参考：防除された個体等の引取り飼養等の許可要件（環境省通知）》

- ◇ 飼養等をしようとする特定外来生物がアライグマ、カミツキガメであること
- ◇ 許可後の取扱方法に関し、「野外での散歩不可」といった規制内容について許可申請者が充分理解していること
- ◇ 次の事項を飼養等許可条件として付すことを許可申請者が了承すること
 - 飼育等をするのできる数量の上限を定めること
 - 不妊去勢手術等の繁殖制限措置を実施すること
 - 特定外来生物の譲渡元から、防除で捕獲した個体である旨等の譲渡の経緯を明らかにした証明書を得ること
 - マイクロチップを基本に、許可を受けていることを明らかにする措置を講じること
 - 一定期間ごとに、引取りをされた個体の飼養等の状況（例えば、個体の大きさ、重量の情報、取扱いの状況及び当該内容を示した写真）について主務大臣に報告すること

(参考) 処分に関する参考指針

動物の愛護及び管理に関する法律に基づく「動物の処分方法に関する指針」(平成 7 年 7 月 4 日総理府告示第 40 号)では、処分動物の処分方法は、「化学的又は物理的方法により、できる限り処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。」とされている。

また、具体事例として「動物の処分方法に関する指針の解説」(平成 18 年(社)日本獣医師会)や「外来生物に対する対策の考え方」(平成 19 年 7 月(社)日本獣医師会小動物臨床部会野生動物委員会)により安楽死に関するガイドラインが報告されており、これらを参考に対処することとする。

カ 殺処分後の個体処理

山野・河川等に放置せず適切に処分することとする。

この場合、感染症の危険性等を勘案し、原則として津市が指定する動物専用焼却場で焼却することとし、やむを得ず埋葬する場合は、悪臭の発生や感染症など公衆衛生に配慮するとともに、野生動物による掘り返しがないよう留意すること。

(2) 捕獲の記録及び報告

捕獲従事者は、設置したわな 1 基ごとに 1 枚の捕獲報告書(様式第 4 号)及び捕獲実施報告書(様式第 5 号)に実績を記録し、津市に提出するものとする。

(3) モニタリング

- ①津市は、捕獲従事者からの捕獲報告書及び住民等からの目撃情報・被害情報等により生息状況、被害状況及び捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の進捗状況を点検するとともに、その結果を捕獲の実施に適切に反映するよう努める。
- ②津市は、市民や捕獲従事者から収集したアライグマ及びヌートリアの目撃情報、捕獲情報を特定外来生物目撃等記録表(様式第 6 号)に記録し、特定外来生物目撃等とりまとめ表(様式第 7 号)

により取りまとめることとする。

- ③捕獲した個体は、研究機関等から要請があれば、できる限り捕獲個体調査、感染症調査等に提供し、科学的知見の蓄積に役立てるものとする。

(4) 侵入の予防措置及び被害発生防止の措置

各地域獣害対策協議会や自治会等地域ぐるみでアライグマやヌートリアの生態を踏まえた予防措置、被害発生防止に取り組むなど市民の積極的な参画により、被害の軽減や発生抑制を図るものとする。

① 侵入の予防措置

ア 誘引条件の排除

次のことを普及啓発する。

- ・農作物の未収穫物、落果実等を農地に放置しない。
- ・犬や猫などペットの残り餌を放置しない。
- ・残飯を屋外に放置しない。
- ・ゴミ集積場ではゴミを出す時間を厳守し、ネット等をかける。

イ 家屋等への侵入防止

アライグマは樹洞や岩穴等で営巣することから、これらと条件が似た人家の屋根裏、納屋、廃屋等に住み着き繁殖する場合があります。アライグマが人家の屋根裏等に侵入できないように換気口や隙間を金網などでふさぐなどして侵入を防止するよう住民への普及啓発を行う。

② 被害発生防止の措置

ア 防護柵の設置

- ・アライグマの防護柵としては、通常金網やその他網等の場合、登る、噛み切る、くぐるなどにより効果がないため、現在最も効果があるとされている電気柵の設置が基本となる。
- ・電気柵の場合には、周囲の安全に充分注意するものとする。また、草が架線に接触すると漏電のため通電しないため、草刈りを行うか、地面から数10 cmにトタンを設置し架線を地面から離すことを普及啓発する。
- ・果樹の被害対策として、被害木の根元にトタンを巻き付けて登れないようにすることも有効である。

イ 侵入箇所からの追い出し

人家の屋根裏、廃屋、空き屋等への侵入を確認した場合は、屋根裏で燻煙剤をたいて追い出した後、侵入箇所をふさぐようにする。

7 調査研究

防除実施計画の策定に当たっては、環境省「近畿地方アライグマ防除モデル事業」などの調査結果を参考にした。

今後も効果的な防除手法の検討、生息実態・被害実態の把握等について、関係機関と連携して調査研究を進めるものとする。

8 普及啓発

市民が、自然や生物多様性、外来生物などに関する正しい知識を持ち、外来生物問題発生の原因を認識した上で、市民の参画と協働によって防除が効果的に実施されるよう、市の広報誌等により、各種啓発、情報提供を行うこととする。

【普及啓発のポイント】

(1) アライグマ問題発生の背景

- ①アライグマは愛玩動物として、日本に大量に輸入され飼育販売された。しかし、犬のように古代から長い年月をかけて人間が飼い馴らしてきた愛玩動物と異なり、家庭で飼育することが困難であったことから、飼い主が捨てたり、逃げ出したりしたことにより野生化したものである。今日の様々な被害の発生は、飼い主の無責任な対応による結果であると言える。
- ②外来生物被害予防三原則である「入れない・捨てない・拡げない」を遵守し、多様な在来種が住むバランスのとれた自然環境を守るという意識を高める必要がある。
- ③家庭で愛玩動物を飼う場合は、死ぬまで愛情と責任を持って飼育する必要がある。

(2) アライグマ問題に対する私たちの責務

- ①前述のとおり人間の責任ではあるが、アライグマがかわいそうだけでは問題が解決しない。現状はアライグマによって農業被害や生活環境被害に悩む市民がおり、居場所がなくなり命を失う他の

獣類や捕食される両生類等がいる。人間が引き起こしたという責任から、負の遺産を次世代へ引き継がないために、今を生きる私たちが解決へ向けて努力する必要があると考える。

- ②既に野生化しているアライグマは、農林水産業の健全な発展や人間の生活環境の維持及び生態系の保全のため、外来生物法に基づく適切な防除（防護柵など被害発生予防措置と捕獲・処分〈安楽死〉）を進める必要がある。

また、可能な限り早期に排除することが、結果的に処分されるアライグマの数と投資コスト（経費）が少なくて済むことになる。